

船舶事故調査報告書

平成27年1月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年3月6日 14時15分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市六島南西方沖 六島灯台から真方位223° 2,100m付近 (概位 北緯34° 17.2' 東経133° 31.1')
事故調査の経過	平成25年4月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 第三招福丸、199トン 135537、招福汽船株式会社 58.80m×9.50m×5.45m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成8年6月30日 B 漁船 戎丸、4.98トン OY3-16978（漁船登録番号）、個人所有 10.52m (Lr) × 2.60m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和53年12月12日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 69歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和42年1月20日 免状交付年月日 平成21年9月17日 免状有効期間満了日 平成27年1月20日 B 船長B 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月21日 免許証交付日 平成20年9月5日 (平成26年6月13日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 右舷バルバスバウに擦過傷 B 左舷船首部外板に亀裂
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、平成25年3月6日13時45分ごろ、備讃瀬戸北航路西口付近で、船長Aが昇橋して単独の船橋当直に就き、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）

	<p>で、自動操舵により六島南東方沖を愛媛県今治市伯方港^{はかた}に向けて西南西進した。</p> <p>船長Aは、六島南方沖を通過した頃、前方を見て著しく接近するような危険な他船を認めなかったため、残油報告書のコピーを作成することとし、船橋左舷後部の海図台の前に移動して後方を向いて立ち、海図台上のファックスでコピーを始めた。</p> <p>船長Aは、ファックスが紙詰まりをおこしたので、コピー2枚の作成に2～3分を要し、コピーを終えた後、操舵スタンドに戻ったところ、右舷船首方約5～10mにB船の^{やぐら}檣に気付いた。</p> <p>A船は、14時15分ごろ六島南西方沖で、その船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突後、反転してB船と合流し、事後の処理に当たった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、六島南方沖で、桁網による底引き網漁を始めた。</p> <p>船長Bは、14時00分ごろ六島東南東方沖で、B船を発進させて西南西に針路を定め、機関回転数を毎分2,300にかけ、約5～6knの速力で、操舵室右舷側の椅子に腰を掛け、操舵室中央の舵輪による手動操舵でえい網を始めた。</p> <p>船長Bは、えい網を始めて約15分が経過した頃、左舷方至近にA船を認め、右舵を取ったが、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、桁網のワイヤロープを巻き取った後、A船と合流して事後の処理に当たった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、波高 約0.5～1.0m、潮流 微弱な東流</p> <p>太陽の方位 約221°、高度 約41°</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、空船であり、喫水が船首約1.2m、船尾約2.7mであった。</p> <p>船長Aは、主レーダーを3海里レンジのヘッドアップに調整して使用し、副レーダーは休止していた。</p> <p>船長Aは、日差しを受けて前方が見えにくい状況であったが、所持していたサングラスを使用していなかった。</p> <p>船長Bが行う底引き網漁は、長さ約160mのワイヤロープの先に桁網を取り付け、潮流に抗して約20分えい網した後、揚網して、漁獲物を取り込むものであった。</p> <p>船長Bは、操舵室後部の出入口のスライドドアを右舷側に寄せ、出入口を開放していた。</p> <p>船長Bは、横方向から前方にかけて見張りを行っていたが、後方は</p>

	よく見ていなかった。 船長Bは、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、六島南西方沖を西南西進中、船長Aが、日差しを受けて前方が見えにくい状況下、前方に著しく接近するような危険な他船を認めなかったため、ファックスでコピーしようとして船橋左舷後部の海図台の前で後方を向いていたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、六島南西方沖を西南西進中、船長Bが、後方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、六島南西方沖において、A船及びB船が共に西南西進中、船長Aが、日差しを受けて前方が見えにくい状況下、前方に著しく接近するような危険な他船を認めなかったため、ファックスでコピーしようとして船橋左舷後部の海図台の前で後方を向いており、また、船長Bが、後方の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時、見張りを適切に行うこと。 ・日差しを受けて前方の視認が困難な場合、サングラスを活用すること。

付図1 事故発生経過概略図

